

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置制度などの 申告は2月1日(月)まで

申問 税務課資産税係 ☎72-2111 内線122・123

※各種申請書は、税務課窓口、市ホームページ(トップページの「申請書ダウンロード」より)で入手できます

新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置制度

平成27年1月2日から平成28年1月1日までに認定長期優良住宅を新築した人は、申請により、通常の新築軽減(3年間もしくは5年間)に代わり、次の減額期間が適用されます。

【減額される期間】

一般の住宅(平屋・2階建住宅等)	新築後5年間
3階以上の中高層耐火住宅等 (マンション等)	新築後7年間

【減額内容】

住宅部分1戸当たりの床面積	税の減額率(該当家屋のみ)
50㎡～120㎡以下	2分の1
120㎡～280㎡以下	120㎡分に相当する税額の 2分の1(60㎡に相当する税額)

対象家屋(住宅)

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定される認定長期優良住宅
- ・床面積が50㎡(一戸建て住宅以外の共同住宅の場合40㎡)以上280㎡以下のもの
- ・併用住宅の場合、居住部分割合が2分の1以上のもの

申請方法

長期優良住宅に係る固定資産税の減額申請書に記入し、認定長期優良住宅の認定通知書の写しを添え、申請してください。

申請期限 2月1日(月)

認定長期優良住宅とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定基準(耐久性・可変性・維持管理の容易性)に基づき、行政庁の認定を受けて新築された住宅のことです。

住宅用地の申告

住宅の用に供する敷地(住宅用地)についての固定資産税は税負担が軽減されています。平成27年1月2日から平成28年1月1日までに、住宅用地の利用状況に変更がある人は住宅用地特例の適用が変わりますので、申告が必要です。

対象となる場合

- 住宅を**新築・増築**した場合
- 住宅を**新たに取得**した場合
- 住宅を**取り壊し**した場合
- 住宅を店舗・事務所などとして利用し始めた場合、または店舗・事務所などを住宅として利用し始めた場合
- 住居戸数の変更があった場合
- 土地の利用方法を変えた場合

※すでに家屋調査、滅失登記が済んでいる場合は申告は不要です

申告方法

固定資産税の住宅用地等申告書に記入し、申告してください。別途関係書類を提出してもらう場合があります。

申告期限 2月1日(月)

住宅用地継続申請について

既存の家屋(住宅)の所有者またはその家族が、賦課基準日(1月1日)に住宅を建替え中の場合、その土地について1年度のみ継続して住宅用地の特例を受けることができます。申請が必要ですので、詳しくは、お問い合わせください。

新築・増築、解体の届け出

建物(住宅・倉庫・車庫・店舗など)を新築・増築、解体した場合、平成28年度固定資産税に係る調査が必要です。税務課資産税係までご連絡ください。

償却資産の申告

平成28年1月1日現在で、市内に事業用資産(償却資産)を所有している法人または個人は、当該資産の申告が必要です。

すでに市に登録している所有者には、12月中に書類を郵送しています。期限内に申告してください。

※新規の人はご連絡ください

●**申告期限** 2月1日(月)

臨時福祉給付金の申請は2月29日(月)まで

申 問 福祉課地域福祉係 ☎72-2111 内線445 F 73-2555

消費税率が8%に引き上げられたことによる影響を考慮して、「臨時福祉給付金」を支給しています。

支給の対象となる可能性がある人へ、9月上旬に申請書を送付していますので、右記対象に該当する場合は、申請書に記入し、必要書類を添付の上、提出してください。

なお、申請書を失くした場合は、ご連絡ください。

申請者全員に必ず支給できるものではありません。審査の結果、給付できない場合もあります。

支給対象

平成27年度の市民税(均等割)が課税されていない人

※ただし、次のいずれかに当てはまる人は対象外

- ・課税されている人に生活の面倒を見てもらっている(扶養親族など)人
- ・生活保護などの受給者 など

支給額

1人につき6,000円

年末年始の業務のお知らせ

×は休業日です。なお、開館中でも事務所は休業の場合があります。

	12/26(土)	27(日)	28(月)	29(火)	30(水)	31(木)	1/1(金・祝)	2(土)	3(日)	4(月)
市役所(72-2111)	×	×		×	×	×	×	×	×	
ごみ収集(内線153)	×	×			×	×	×	×	×	
し尿収集(内線153)		×			×	×	×	×	×	
クリーンヒル宝満(内線153)		×				×	×	×	×	
浄化槽洗浄(内線153)		×			×	×	×	×	×	×
コミュニティバス(内線142)					×	×	×	×	×	
おごおり情報プラザ(内線142)			×	×	×	×	×	×	×	×
人権教育啓発センター(内線433)			×	×	×	×	×	×	×	×
あすてらす(72-6666)			×	×	×	×	×	×	×	×
満天の湯(あすてらす内)					×	×	×	×		
あすてらすサービスセンター	×		×	×	×	×	×	×	×	×
みくにサービスセンター(75-3392)	×		×	×	×	×	×	×	×	×
教育センター(73-4044)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
生涯学習センター(73-2084)			×	×	×	×	×	×	×	×
図書館(72-4319)			×	×	×	×	×	×	×	×
文化会館(72-3737)			×	×	×	×	×	×	×	×
各校区公民館			×	×	×	×	×	×	×	×
のぞみがおか生楽館(75-6607)			×	×	×	×	×	×	×	×
小郡交流センター(72-2846)			×	×	×	×	×	×	×	×
運動公園(75-2373)			×	×	×	×	×	×	×	×
体育館(内線555)			×	×	×	×	×	×	×	×
古代体験館おごおり(埋文センター)(75-7555)			×	×	×	×	×	×	×	×
シルバー人材センター(73-1881)	×	×		×	×	×	×	×	×	

※河北苑(葬斎場)は、この期間中、業務休業はありません